

今後の研究評価の予定

平成20年8月27日

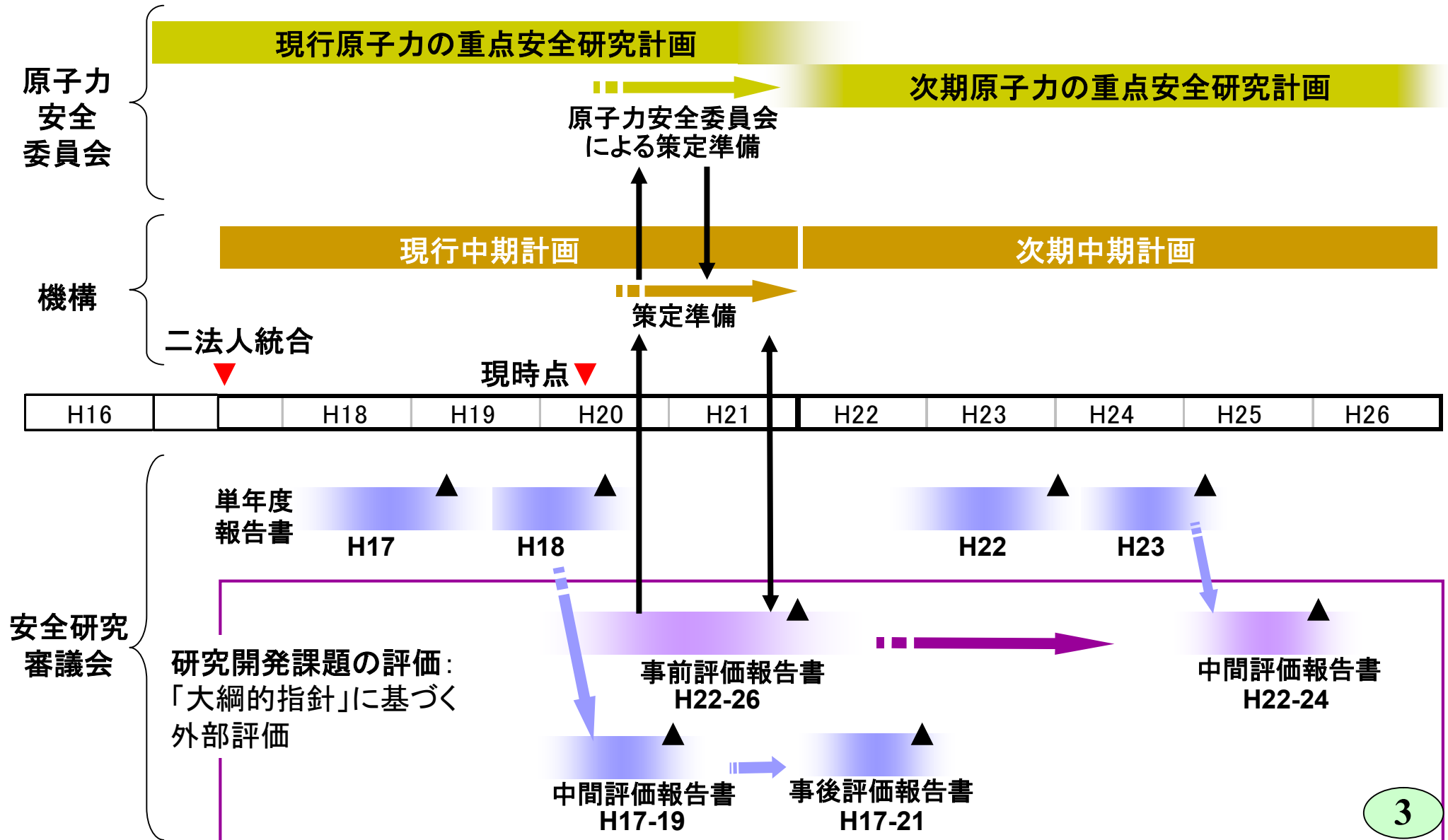
日本原子力研究開発機構
安全研究審議会

安全研究審議会の位置づけと役割

- 安全研究センターは、「原子力の重点安全研究計画」等に沿って、安全規制の技術的支援のための「安全研究」を推進。機構の研究資源を最大限活用するため、機構内で適切に連携。
- 規制支援に用いる安全研究の成果については、積極的に情報公開するとともに、中立性・透明性を確保し、国民からの信頼を得る。そのため、外部の有識者で構成する安全研究審議会を設置。
- 安全研究審議会は、「安全研究」の中立性・透明性を確保するため、研究評価を行う。
 - ✓ 「年度評価」
 - ✓ 大綱的指針等に基づく研究開発課題の評価（外部評価）：
「事前評価」、「中間評価」及び「事後評価」

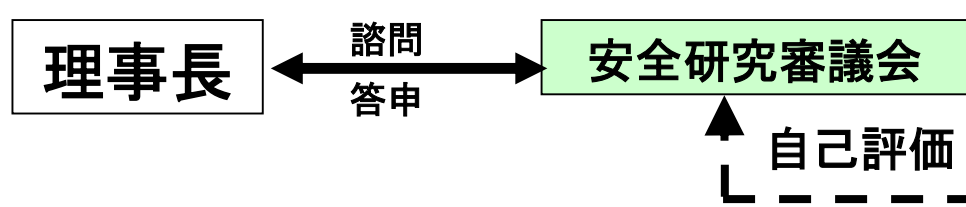


安全研究審議会の今後の研究評価計画

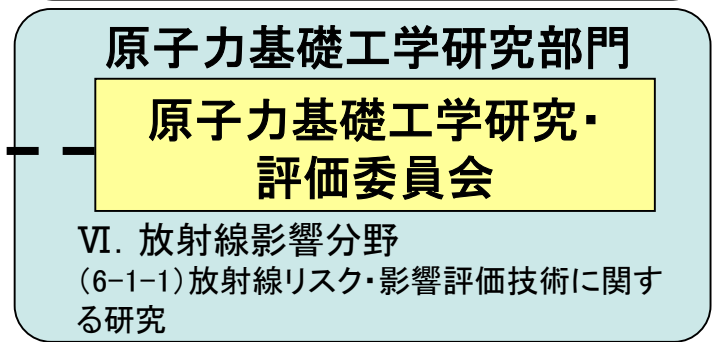
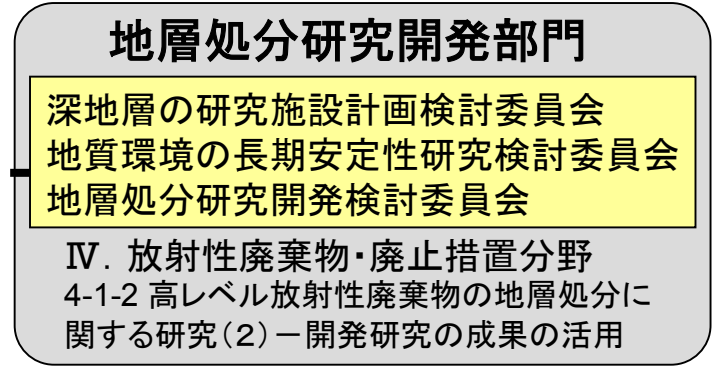
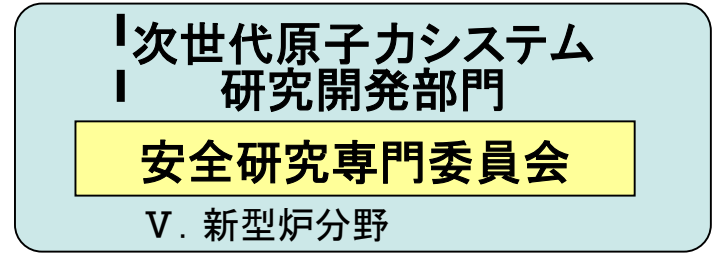
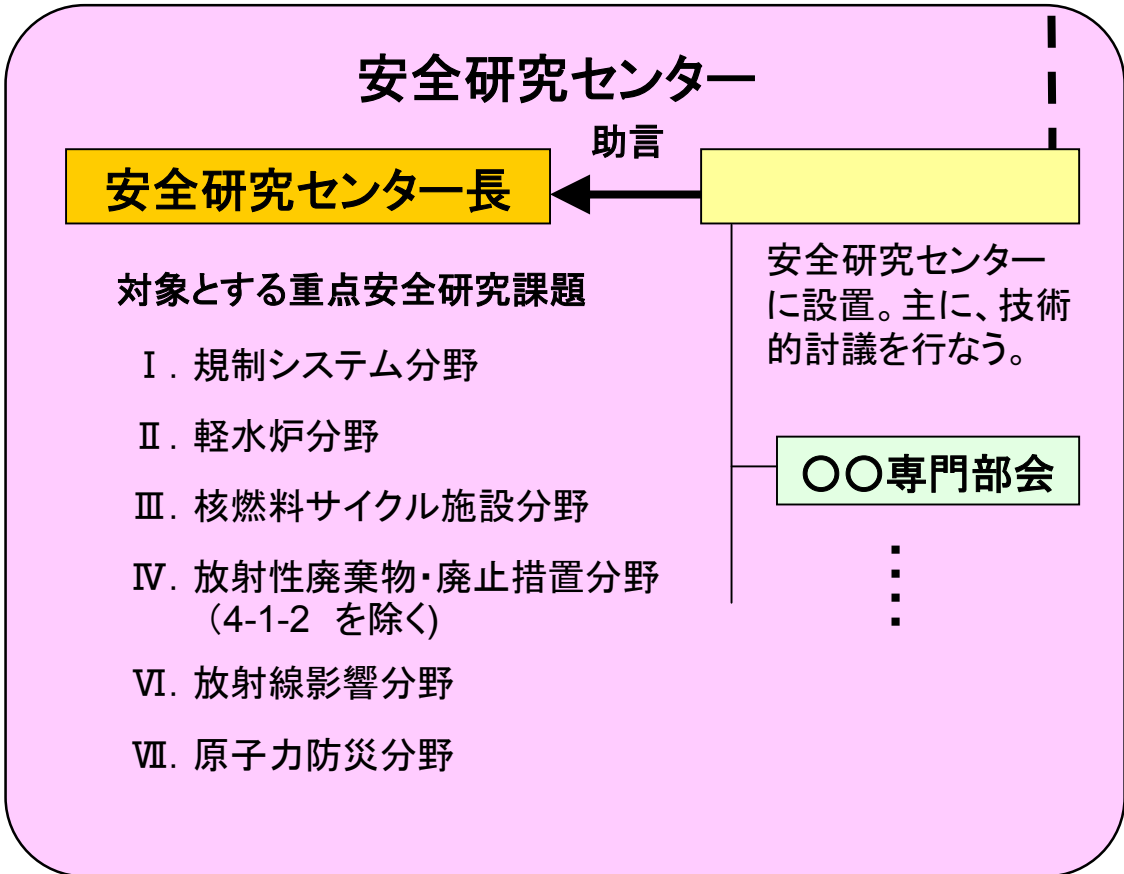




重点安全研究の評価・検討体制について



重点安全研究の中立性・透明性を確保するため、研究評価を行なう。
(大綱的指針等に基づく研究開発課題の評価：外部評価)



評価所見記入書式について

安全研究センターの委員会「安全研究委員会」等で技術的な評価(自己評価)を行う。その結果をベースとし、以下の観点・視点から、大局的、俯瞰的なご意見等を頂きたい。

- 安全実施体制や実施プロセス、成果の利用・活用方策等について、中立性・透明性の観点
- 原子力分野での専門的・技術的視点に加え、社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるといった視点
- 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の「評価の意義」に示された以下のような視点
 - 研究開発の質の向上、独創的で有望な優れた研究開発等に向けて
 - 国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持を得る
 - 評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映及び研究開発の重点的・効率的遂行

項目	所見
評価 (全般的な評価を記載)	
留意事項 (個別課題、又はその他の視点について記載)	

平成 年 月 日 (記入日)

委員氏名 :



国の研究開発評価に関する大綱的指針(抜粋)(1/2) **別添**

平成17年3月29日
内閣総理大臣決定

第1章 基本的考え方

1. 評価の意義

- ① 評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。
- ② 評価を支援的に行うことにより、**研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発**や研究者の発掘、研究者の意欲の向上、より良い政策・施策の形成等の効果が得られる。
- ③ 評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、**国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持**が得られる。
- ④ 評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を**重点的・効率的に行う**ことができる。



国の研究開発評価に関する大綱的指針(抜粋) (2/2) 別添

平成17年3月29日
内閣総理大臣決定

2. 本指針の適用範囲

本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発施策、②**研究開発課題**、③研究開発機関等及び④研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。

3. 評価関係者の責務

(1) 研究開発実施・推進主体の責務

研究開発実施・推進主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み(評価指針等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう留意する。また、各府省においては、評価の実施及び評価結果の活用が適正かつ責任を持って行われるよう、所管官庁としての責務の重要性も十分に認識しなければならない。

機構の規定

○研究開発課題評価実施規程(抜粋)

平成17年10月1日
17(規程)第48号
(改訂)平成18年1月1日
17(規程)第89号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営管理規程第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が行う外部評価(以下「研究開発課題の評価」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 研究開発課題の評価は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)」(以下「大綱的指針」という。)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成17年9月26日文部科学大臣決定)」を踏まえ適正かつ厳正に実施する。

2 評価の結果を機構の経営に積極的に反映する。

3 評価の結果は、原則として公開する。

(評価の実施者)

第7条 研究開発課題の評価は、別に定めるところにより機構の外部から選任される十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価できる専門家が評価者となって行うものとする。

2 大規模プロジェクト・・・(略)

3 研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家等を評価者に加えるものとする。